

宮古港港湾脱炭素化推進協議会設置規約

(趣旨)

第1条 宮古港において、「カーボンニュートラルポート（CNP）」を形成することで、脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾法第50条の3第1項に基づく「宮古港港湾脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、「宮古港港湾脱炭素化推進計画」の策定および宮古港の脱炭素化推進に必要な検討を行う。

(構成)

第2条 協議会は、別表に掲げる構成員、オブザーバーおよび事務局（以下「構成員等」という）をもって構成する。

2 構成員の追加等は、事務局が決定する。

3 協議会は、必要に応じて構成員等以外の者の出席を求めることができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、岩手県県土整備部港湾空港課総括課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員等がその職務を代理する。

(運営)

第4条 協議会の運営は、以下各号によるものとする。

(1) 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。

(2) 議事次第は、会議終了後に公開する。

(3) 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。

(4) 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(5) 協議会の招集が困難である場合等にあつては、書面等により協議を行うこととする。

(6) 協議会は構成員の半数以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、岩手県県土整備部港湾空港課および岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに置く。

(守秘義務)

第6条 協議会の構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

附 則

この規約は、令和6年3月21日から施行する。

この規約は、令和6年7月16日から施行する。

この規約は、令和6年10月4日から施行する。

この規約は、令和7年9月11日から施行する。

別表

宮古港港湾脱炭素化推進協議会 構成員等

(構成員)

番号	組織名
	(港湾地域企業)
1	ホクヨープライウッド株式会社
2	宮古港湾運送株式会社
3	片倉コープアグリ株式会社宮古工場
	(関係団体)
4	公益社団法人岩手県トラック協会 宮古支部
5	宮古商工会議所
	(関係行政機関)
6	岩手県環境生活部環境生活企画室
7	岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室
8	宮古市商工労働観光部

(オブザーバー)

9	東北地方整備局釜石港湾事務所
10	海上保安庁第二管区海上保安本部 釜石海上保安部
11	海上保安庁第二管区海上保安本部 宮古海上保安署

(事務局)

12	岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
13	岩手県県土整備部港湾空港課

宮古港港湾脱炭素化推進協議会設置規約 新旧対照表

改 正 後	現 行	改正概要
宮古港港湾脱炭素化推進協議会設置規約 (趣旨) 第1条 宮古港において、「カーボンニュートラルポート（CNP）」を形成することで、脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾法第 50 条の3 第1 項に基づく「宮古港港湾脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、「宮古港港湾脱炭素化推進計画」の策定および宮古港の脱炭素化推進に必要な検討を行う。 (構成) 第2条 協議会は、別表に掲げる構成員、オブザーバーおよび事務局（以下「構成員等」という）をもって構成する。 2 構成員の追加等は、事務局が決定する。 3 協議会は、必要に応じて構成員等以外の者の出席を求めることができる。 (会長) 第3条 協議会に会長を置き、岩手県県土整備部港湾空港課総括課長をもって充てる。 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員等がその職務を代理する。 (運営) 第4条 協議会の運営は、以下各号によるものとする。 (1) 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。 (2) 議事次第は、会議終了後に公開する。 (3) 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。 (4) 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。 (5) 協議会の招集が困難である場合等にあつては、書面等により協議を行うこととする。 (6) 協議会は構成員の半数以上の出席をもって成立する。 (事務局) 第5条 協議会の事務局は、岩手県県土整備部港湾空港課および岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに置く。 (守秘義務) 第6条 協議会の構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (その他) 第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。 附 則 この規約は、令和6年3月21日から施行する。 この規約は、令和6年7月16日から施行する。 この規約は、令和6年10月4日から施行する。 <u>この規約は、令和7年9月11日から施行する。</u>	宮古港港湾脱炭素化推進協議会設置規約 (趣旨) 第1条 宮古港において、「カーボンニュートラルポート（CNP）」を形成することで、脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾法第 50 条の3 第1 項に基づく「宮古港港湾脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、「宮古港港湾脱炭素化推進計画」の策定および宮古港の脱炭素化推進に必要な検討を行う。 (構成) 第2条 協議会は、別表に掲げる構成員、オブザーバーおよび事務局（以下「構成員等」という）をもって構成する。 2 構成員の追加等は、事務局が決定する。 3 協議会は、必要に応じて構成員等以外の者の出席を求めることができる。 (会長) 第3条 協議会に会長を置き、岩手県県土整備部港湾空港課総括課長をもって充てる。 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員等がその職務を代理する。 (運営) 第4条 協議会の運営は、以下各号によるものとする。 (1) 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。 (2) 議事次第は、会議終了後に公開する。 (3) 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。 (4) 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。 (5) 協議会の招集が困難である場合等にあつては、書面等により協議を行うこととする。 (6) 協議会は構成員の半数以上の出席をもって成立する。 (事務局) 第5条 協議会の事務局は、岩手県県土整備部港湾空港課および岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに置く。 (守秘義務) 第6条 協議会の構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (その他) 第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。 附 則 この規約は、令和6年3月21日から施行する。 この規約は、令和6年7月16日から施行する。 この規約は、令和6年10月4日から施行する。	施行日を追加

改 正 後		現 行		改正概要
別表		別表		組織名の変更
宮古港港湾脱炭素化推進協議会 構成員等 (構成員)		宮古港港湾脱炭素化推進協議会 構成員等 (構成員)		
番号	組織名	番号	組織名	
	(港湾地域企業)		(港湾地域企業)	
1	ホクヨープライウッド株式会社	1	ホクヨープライウッド株式会社	
2	宮古港湾運送株式会社	2	宮古港湾運送株式会社	
3	片倉コープアグリ株式会社宮古工場	3	片倉コープアグリ株式会社宮古工場	
	(関係団体)		(関係団体)	
4	公益社団法人岩手県トラック協会 宮古支部	4	公益社団法人岩手県トラック協会 宮古支部	
5	宮古商工会議所	5	宮古商工会議所	
	(関係行政機関)		(関係行政機関)	
6	岩手県環境生活部環境生活企画室	6	岩手県環境生活部環境生活企画室	
7	岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室	7	岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室	
8	宮古市 <u>商工労働観光部</u>	8	宮古市産業振興部	
(オブザーバー)		(オブザーバー)		
9	東北地方整備局釜石港湾事務所	9	東北地方整備局釜石港湾事務所	
1 0	海上保安庁第二管区海上保安本部 釜石海上保安部	1 0	海上保安庁第二管区海上保安本部 釜石海上保安部	
1 1	海上保安庁第二管区海上保安本部 宮古海上保安署	1 1	海上保安庁第二管区海上保安本部 宮古海上保安署	
(事務局)		(事務局)		
1 2	岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	1 2	岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	
1 3	岩手県県土整備部港湾空港課	1 3	岩手県県土整備部港湾空港課	

備考 改正部分は、下線の部分である。